

議案第2号

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る専門部会の設置について

第1 主旨

当審議会に付議が予定されている都市計画法(昭和43年法律第100号)第6条の2に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について、あらかじめ調査するため、山口県都市計画審議会条例(昭和44年山口県条例第22号。以下「条例」という。)第7条の規定により、当審議会に都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る専門部会を設置する。

第2 名称

本専門部会の名称を「都市計画区域マスタープラン専門部会」(以下「部会」という。)とする。

第3 運営に関する事項

- 1 本事項は、条例で定めるもののほか、部会について必要な事項を定めるものとする。
- 2 部会長は、部会の調査結果を審議会へ報告する。
- 3 部会は、次の一に該当した場合、廃止するものとする。
 - (1) 審議会で調査に係る都市計画の案が議決されたとき。
 - (2) 審議会で部会の廃止が議決されたとき。
- 4 前各項に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。